

社会福祉法人常新会 行動計画（女性活躍推進法）

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標：管理職に占める女性労働者の割合を60%以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 職員への聞き取り調査、検討開始
- 令和6年 4月～ 制度の導入準備
- 令和7年 9月～ 職員への周知
- 令和8年 4月～ 制度の導入